

マイノリティと教育権

第22会期人権理事会に参加して

阿部千里

要約 本稿では、2013年2月下旬から3月中旬まで、部落解放・人権研究所の原田伴彦記念基金の支援を受け、インターンとして反差別国際運動（IMADR）ジュネーブ事務所受け入れのもとに傍聴した第22会期人権理事会のなかでも、筆者の関心分野であるマイノリティとその教育権問題について報告する。

1 インターンシップ応募の 動機と問題関心

2013年2月下旬から3月中旬まで、部落解放・人権研究所の原田伴彦記念基金の支援を受け、反差別国際運動（IMADR）ジュネーブ事務所のインターンとして、第22会期人権理事会に参加した。

筆者は北海道出身で、現在は北海道大学公共政策大学院に在学している。出身大学は小樽商科大学で、国際取引法を専攻した。学部生時代は貿易や商事仲裁に熱心に取り組み、大学3年次の夏から4年次の夏にかけてアメリカへ留学した。留学先で専攻した経済学の授業を通して、米国のもつ格差問題や、その裏にある根深い人種差別の問題を学んだ。そして留学終了間際に、通訳としてお手伝いした先住民族に関する常設フォーラムで、マジョリティが気づかない問題に苦しむマイノリティの人々の姿を目にし、マイノリティの人権保護の必要性に気づいた。そして現在は、学部生時代に学んだ国際取引法ではなく、いかにして国内のマイノリティが直面する社会問題を解決し、日本国内でマイノリティをメインストリーミング化できるかについて研究している。

今回の原田伴彦記念基金インターンシップについて知らせてくださったのは、先の常設

フォーラムで知り合った我如古朋美^{がねこともみ}さんだ。彼女は沖縄のNGO「琉球弧の先住民族会（AIPR）」で先住民族の権利に関する活動に従事している方で、同年代で活躍されている彼女を筆者はとも尊敬している。そんな彼女から今回のインターンシップ募集を知らされ、自分の今後の人権保護活動の指針になればと思い応募した。インターンシップに参加した当時は、国際取引法を専門に学ぶ一介の学部生であり、先住民族や国連組織に十分な知識もなかったので、勉強させてもらおうという思いだった。

IMADR東京事務所での研修は事前研修と事後研修の2回受け、そこで先住民族の人権活動家だけでなく、国内で差別に苦しんでいるほかの団体の活動家の方々に出会えたのは一番の収穫であった。現在在学している大学院でも、多角的な観点から物事を考えられるようになったのは、この研修を通して出会った人たちのおかげであると考えている。

IMADRジュネーブ事務所でのインターンの主な仕事は、サイドイベント等の議事録作成であった。

2 人種差別・外国人嫌悪・関連する不寛容を防ぐ道具としての教育に関する決議案

筆者が傍聴した会議のなかで、特に関心を持ったのは教育に関するものであった。

ブラジル政府によって開催されたインフォーマルコンサルテーションは最も興味深かった。そこで見直しが行われたのは「人種主義・人種差別・外国人嫌悪・関連する不寛容を防ぐ道具としての教育への決議案 (Draft Resolution on Education as a tool to prevent racism, racial discrimination, xenophobia and related intolerance)」であった。それは、人種差別等を防ぎ、それに立ち向かうためには、教育や立法・政策立案を含めた関連するすべての人権規範や義務を実行することが重要であるということを確認する内容である。

ダーバン宣言と行動計画 (Durban Declaration and Programme of Action) には、「教育の質向上・義務教育の無償化・読み書きの普及・インターネットを含めた情報技術へのアクセスの向上が、包括的、平等かつ安定した社会づくりに貢献する」と書かれている。この決議案は、そのダーバン宣言の内容のうち特に、教育に焦点を当てた決議案であるといえる。

具体的には、

- (a) いかなる段階の教育においても差別をなくす、そして差別を禁止する立法措置や公共政策の策定や施行
- (b) 寛容を促進し、多様性を敬うような教育システムの保障
- (c) すべての子どもが教育にアクセスできることの保障
- (d) 暴力・人種差別・嫌がらせのない安全な環境のある学校の保障
- (e) 反差別・反人種主義を強化する要素をふくむ学校教育カリキュラムの作成

- (f) 学校カリキュラム・教科書・他の教材が文化的・民族的多様性を敬い、認識し、向上させることの保障
- (g) すべての教員が反差別と相互理解の原則に基づいた姿勢や行動規範を実践すること

以上の7つ(第4パラグラフに書かれたもの)がこの決議案の目指す内容であった。

この決議案は、人権理事会の会期中3月22日にブラジルにより提出され47カ国の理事国による投票の結果、46カ国の賛成・1カ国の棄権により可決された。

3 障害のある子どものためのインクルージョン教育

先の決議案に関連して、筆者が大切であると感じたのが「障害のある子どものためのインクルージョン教育 (inclusive education)」である。このトピックはユニセフの主催したサイドイベントのなかで議論され、東ヨーロッパでのいくつかの施策例が紹介された。

人権理事会では「障害のある人々の権利」や「子どもの権利」が議題としてのぼるが、障害のある子どもの権利や彼ら・彼女らへの教育は忘れられやすい。現在でも、世界中およそ500万人の障害のある子どもたちが教育へのアクセス権を侵害されている。どんな子どもであっても、なんらかの形で才能を持っており、それは教育によって開花する。その可能性を「障害がある」ということだけで取り上げてはいけない、と主催者は話していた。

東ヨーロッパのいくつかの国々は、障害のある子どもへのインクルージョン教育の提供のために、国を挙げて努力している。障害のある子どもはしばしば教育されるのに特別な複数のアプローチを必要とする。例えば、彼ら・彼女ら

にとって学習能力 (academic skill) を習得する前に、パブリックスピーキング技術 (人前で話す技術) の獲得が必要な場合もある。そのような要求に対してできるだけ対応できるプロセスモデル、システムを構築している。

セルビアでは、約5万人の教師がすでに、障害のある子どもとの良好な信頼関係構築のための心理学を学んだ。また彼ら・彼女らは障害の有無にかかわらず教育の質向上のための教師間のネットワークを持っている。またセルビア政府はバリアフリーの学校設備への投資や社会保障、公的扶助など様々な面からインクルーシブ教育へのサポートを行っている。

障害のある子どもを特別な学級に入れるのではなく、普通学級に進学させ、教育システム自体を包括的なものにすることは重要な課題である、とセルビア政府は述べた。

マケドニア政府もこのインクルージョン教育の問題に関して、教師の質を高めるという方法に力を入れることによって解決をはかっている。マケドニアも、障害があることだけを理由として子どもを自動的に「特別学級」に入れることを否定し、普通学級に積極的に進学させることを目標としている。

この風潮は東ヨーロッパでは主流になっており、普通学級に障害のある子どもを入れながらも、各国ではその子どもたちへのサポート・その親へのサポート・教師へのサポート、トレーニングも同時に進めるという建設的な制度を構築しつつある。

障害のない友人ができることは、障害のある子どもたちにとって自信につながるであろうし、学級に障害のある子どもがいるということはその学級の多様性にもつながる。教育への投資は必ず将来の人々の人権意識の向上につながるであろう、という言葉でこのサイドイベントは締めくくられた。

4 国内のマイノリティの教育権問題

このインターンを通して、筆者は国内のマイノリティの教育権問題に関心を持った。日本は多民族・多文化の国家である。しかし、日本の公教育は多文化教育が実施されているとは言えない。多文化教育とは、人種、民族、社会・経済的階層、ジェンダー、性的志向性、障害にかかわる社会問題に取り組む教育を指す。子どもたちが、複数の集団に属しながら、肯定的な自己概念を発達させ、自分が何者であるかを気づかせることを支援する教育プロセスである。

日本における多様性は、先住民族であるアイヌ民族、被差別部落の人々、朝鮮や台湾からのオールドカマー、中南米からの外国人労働者、中国残留帰国者、世界各地からのビジネスマン等によって構成されている。この内、外国人登録者数は二百数十万人を越える。出身地別で見ると、中国、韓国・朝鮮、ブラジル、フィリピン、ペルー、米国 (2011年) の順となる。それぞれのグループは来日目的も様々であり、家族の状況、さらには教育への願望も多様である。

アメリカ合衆国は、多民族・多文化の代表国であり、多文化教育の実践において先駆的であると言われている。世界的に見て、社会的包摂を志向し、文化の多様性を重視する理想の社会を目指す指標である。学ぶ言語を幼い頃から自由に選択できるという点も、日本でも簡単に取り入れることができる取り組みのひとつであろう。

日本の学習指導要領は、小学校において、「外国語を通じて言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を狙い、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う」とある。さらに「コミュニケーション力の育成に加え、日本と外国

との生活、習慣、行事などの違いを知り、多様なものの見方や考え方があること、異なる文化を持つ人々との交流等を体験し、文化等に対する理解を深めること」とある。

しかし、中学校の外国語は、英語の履修が原則とされ、英語を取り扱うことを原則とすることが適当であるとされている。すなわち「英語」教育が実態であり、その他の外国語は学ばれることは視野に入っていない。これでは国際社会に通用する英語力、競争力の向上を目指していると言われても仕方ないし、多文化・多言語教育を実施しているとは言えないだろう。

在日コリアンと呼ばれる人たちの多くは、20世紀はじめの韓国併合、その後の日本による強制連行による移住者か、その子孫であり、日本社会において結婚差別、就職差別は深刻な問題である。日本における民族的マイノリティでありながら、日本は彼ら・彼女らに社会的にも教育的にも同化を強制してきた。しかし彼ら・彼女らが日本語や日本文化を受け入れる一方で、朝鮮学校に見られるように、自分たちのルーツ、言語、文化を求めて、民族教育を行っていることにも注目する必要がある。同化を強制されてもなお、自分のアイデンティティを自分のルーツに求めることは否定することができないほど強い本能的欲求だといえる。しかし、これらの民族学校は日本の公教育の範疇になく、各種学校扱いであり、大学進学や就職に制約的差別を引き起こしている。2010年度から施行された高校授業料無償化・就学支援金支給制度から対象外と認定を受けるなど、多文化・多民族が強調される現代でさえも、日本政府による制度的差別、差別的取り扱いが解消されない。

日本の先住民族であるアイヌ民族の教育権問題も深刻である。アイヌ民族は明治以降の植民地政策、強制同化政策により、土地を収奪され、言語・文化を否定、禁止され、一方的になんの

同意もなく日本国民に編入されて、名前も日本風に改変された。アイヌ民族は、世界の先住民族と共に国際連合で活動し、2007年9月13日「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を獲得した。日本政府は同宣言に賛成し、国会も2008年6月6日アイヌ民族を先住民族として認めた。同宣言には、先住民族として伝統的な言語、文化の復活を認めているが、日本政府はアイヌ語を公教育で学ぶことは認めていない。

障害がある子どもに対する教育権問題は、近年世界的にも劇的にパラダイムシフトしてきたといえる。1981年の国際障害者年によって正常化が叫ばれ、1991年サマランカ宣言によって世界的潮流となった。2006年には障害者権利条約が採択され、障害のある人への教育が質の高い教育であり、そのアクセスの保障が目標とされた。日本においても、特殊教育から、特別支援教育へと修正され、個別の教育ニーズによって教育支援することになった。具体的には、盲・聾・養護学校の種別を廃し、すべてを特別支援学校とし、一般学校との連携を強めることとした。

マイノリティに対する日本の学校教育支援は不十分である。これらのマイノリティは公教育の分野において周縁化されていき、結果として社会構造の中で底辺におかれてしまう。日本の学校のテスト得点主義、競争原理の強化は、マイノリティを抑圧していくばかりである。マイノリティとの共生は、社会問題、教育問題として真剣に考えていかなければならない。北欧のフィンランド、ノルウェー、スウェーデンの教育法、また上記の東欧諸国の具体的政策、アメリカの教育体系は再考に値するだろう。

5 おわりに

「差別が貧困を生み、貧困が差別を生む」とは、

貧困連鎖の問題を適切に示す言葉である。世帯主が貧困であれば、当然その世帯構成員も貧困であると見なされる。その負の連鎖から抜け出すのはとても容易ではない。インターンシップ期間中のあるサイドイベントでこのような発言があった。「教育はとても重要なものである。子どもたちは貧困から逃れるために教育されなければならないのだ」。貧困という負の連鎖を断ち切る最大の手段が教育であるという考えには筆者も賛同している。ここでいう「教育」というのは、国語・算数といったような基礎科目の学習だけでなく、人権教育、さらには生き抜くための技術を教えるといった教育も含まなければならない。

上記のインフォーマルコンサルテーションやサイドイベント等を含めたインターンシップを

通して、教育の大切さを改めて認識することができた。マイノリティであればあるほど、教育へのアクセス権は侵害されやすい。また学校で教えられる歴史や事実も、マジョリティの都合の良いようにねじ曲げられることも多くなる。そのなかで、いかにしてマイノリティの権利を保護できるかが、今後自身の課題となると考えている。また、インターンシップを通じて、間違った教育を受けている人々による差別的発言を、一つひとつ真に受けないことを学ぶことも必要なのだとも感じた。

最後にジュネーブでのインターンシップを経験する貴重な機会を与えてくださった、原田伴彦記念基金とIMADRに感謝の意を申し上げ、本稿を終えることとする。